

大竹市道大雨車両浸水事故 損害賠償請求事件

道路局道路交通管理課訟務係

大竹市道大雨浸水事故損害賠償請求事件

〔二審判決〕平成九年二月一八日

広島地方裁判所 請求棄却（原告控訴）

〔二審判決〕平成一二年五月二七日

広島高等裁判所 控訴一部認容（確定）

1 事件の概要

本件は、原告の母が、集中豪雨の中、普通乗用車で市道を走行中、J Rと交差する地下道部分（以下「本件道路」という。）にさしかかり、同所を通過しようとしたところ、最大五〇センチメートル深さで水が貯留していたため、車両が水に浸かり、走行不能になったとして、道路管理者である被告大竹市に損害賠償請求をしたものである。

（請求額：一三〇万円）

本件道路は、J Rの陸橋下地点を最下点（高低差約一、七五メートル）として緩やかな下り坂から上り坂となっており、両脇には、網目状になった鉄製のスクリーンが設置された排水溝が設置さ

れ、更に、排水溝から流れ落ちた水を吸い上げるためのポンプが設置されていた。

2 判決の要旨

① 一審判決

溢水の原因は、本件道路が下り坂から上り坂になっており、水の貯まりやすい構造であったこと、公衆道徳の低下により路上に散乱していたごみが、当日の急激な豪雨によって排水溝をふさいだことにあるが、雨が発生してから被告が市内にある被告管理の道路及び水路を一時に点検するのは困難であること、本件排水溝のスクリーンの清掃が事故発生四日前に行われていることから、被告は、道路管理者として相当の期間内に適切な措置を講じたものというべきである。

② 二審判決

被控訴人においては、本件道路の溢水の危険性について予見可能性があったものの、本件排水溝等の設備及びその清掃・点検により対応できるものと軽信していたものと認められる。道路管理者

としては、通常一般に標識を設置して危険防止のための注意を促す等すべきであったのにこれを怠っていたのであるから、本件事故当時の本件道路の管理には瑕疵があったというべきである。他方、運転者にも過失があり、その割合は八割が相当である。

3 判決のポイント（二審判決）

① 事実の認定

a 被控訴人は排水溝のスクリーンの目詰まりを防ぐため、外部にその点検、清掃の業務を委託していた。右清掃については一年間のうち六月から八月は週一回、その余の月は月一回の頻度で行うこととしており、本件事故が発生した平成八年六月においては、七日、一日及び本件事故当日の四日前に当たる二四日に清掃がなされていた。

b 本件事故当日は、朝から小雨が降っていたが、午前一一時頃からその量は急激に増え、午後〇時までの一時間では四四ミリの雨が降った。この急激かつ大量の雨により、路面や側溝中に残存していたごみが本件側溝に流れ込み、スクリーンに目詰まりが生じ、本件道路に水が貯留した。貯留した水の深さは最大五〇センチメートルに達していた。

原告の母は、本件道路が溢水していること

は確認したものの、進入禁止の標識及び水深を示す標識がなかったことから、通行できる深さと判断して進入したところ、本件車両が水に浸かり走行不能となった。

c 被控訴人は、大雨等の災害時には、市内各所の道路・水路施設の点検管理を一時にすることは不可能であるとして、警察署あるいは付近の住民からの通報を受けて対応する体制をとっていた。本件事故当日も、付近の住民が、午後〇時頃、既に溢水していた本件道路に進入して走行不能となった普通乗用車の運転者から電話の借用申し込みを受けたことから、更なる事故の発生を危惧して、同二〇分頃、警察署に本件道路が溢水している旨通報し、これを受けた警察署が被控訴人職員に連絡したものである。当該連絡を受けた被控訴人職員は、委託業者に本件道路にバリケードを設置し、通行止めとするよう指示するとともに自らも現地向かい、同五〇分頃現地に到着したところ、浸水していた本件車両を発見し、救出した。

② 法的判断

a 道路管理瑕疵の有無

道路の設置又は管理に瑕疵があるとは、道路が通常備えるべき安全性を欠いていることいい、その判断は、当該道路の構造、場所及

び利用状況等の諸般の事情を総合的に考慮して行うべきである。本件道路については、排水溝のスクリーンが毎日清掃されるわけではないため、降雨により本件側溝にビニール製品等のごみが流れ込むとスクリーンが目詰まりし、溢水する可能性があるところ、本件道路の構造を知らない一般の自動車の運転者は、本件道路が走行不能になるほど水が貯留するとは予想し難く、加えて本件事故当時には貯水した水の深さを示す標識がなく、水深を正確に判断できない状況にあったことから、通行できると即断して進入する危険性が高かった。被控訴人においては、これらの危険性に対する予見可能性があったが、本件排水溝、本件ポンプ等の設備及びその清掃及び点検で十分に対応できるものと軽信し、常時の監視体勢をとっていなかった。道路管理者としては、道路の通行の安全を確保するために、通常一般に標識によって危険防止のために注意を促し、指示を与えるべきであったにもかかわらず、被控訴人が「浸水時進入禁止」及び「水深（m）」の各標識を設置したのは、本件事故後であるから、本件事故当時には、本件道路は公共の道路として通常備えるべき安全性を欠いていたといわざるを得ない。

b 過失相殺

本件車両の運転者は、本件事故当時、本件道路の見通しがよいことから同道路が水に浸かっていることは現認したものの、通行できるものと即断し、敢えて進入し、本件事故を惹起している。道路の安全はその利用者である自動車の運転者によっても確保されるから、運転者は道路の状況に応じて通行につき注意すべきところ、本件においては、豪雨という自然条件が影響していること、その他の本件道路の位置、構造、設備、設置状態及び管理状況、本件車両の運転方法及び本件事故の様態並びに本件事故に対する被控訴人の対応等の本件に現れた一切の事象を総合的に斟酌すると本件事故における被害者側の過失を八割として過失相殺するのが相当である。